

# 外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、外国人留学生奨学金等支給支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## 第2 目的

外国人留学生が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援するために、介護施設等が実施する外国人留学生に対する奨学金等の支給について支援を行う。

## 第3 交付対象者

神奈川県内の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に定める介護サービス事業者とする。

## 第4 補助事業の内容等

### 1 補助事業の概要

介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある外国人留学生に対し、学費や生活費などを給付する介護サービス事業者に経費の3分の1を補助する。

### 2 補助対象等について

#### (1) 外国人留学生

介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生及び介護福祉士養成施設在学生とする。

#### (2) 居住費などの生活費

民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等の日常生活上で継続的に発生する経費や入居に係る初期費用等の経費とする。（学費・国家試験受験対策費用を除く。）

#### (3) 他制度との併給について

外国人留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の国庫補助事業等による類似の他制度を受けている場合は対象としない。ただし、他制度と本事業が重複しない場合は対象とする。

（対象事例）

- ・日本語学校修学分について本事業を利用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を利用する
- ・介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費への補助を利用する など

#### (4) 補助対象期間

##### ア 日本語学校

補助対象期間は、学費及び居住費などの生活費について1年以内とする。

居住費などの生活費については、日本語学校での修学期間を終了し介護福祉士養成施設に入学するまでの期間についても補助対象とする。

##### イ 介護福祉士養成施設

補助対象期間は、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を上限とする。休学期間は補助対象期間から除くものとし、補助金は支給しない。

### 第5 交付申請

(1) 本事業による補助を受けようとする者は、当該年度1年間に予定している外国人留学生への支援について、交付要綱第4条に定める申請書類を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

ア 外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助内訳書（別紙様式1）

イ 外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助（補助対象者個票）（別紙様式2）

ウ 個人情報の取扱いにあたっての同意書（別紙様式3）

エ 在留カードの写し

オ 住民票の写し

カ 外国人留学生と法人との雇用契約書、または外国人留学生との関係を示す証明書等

(2) 交付要綱様式3「事業計画書」の記載内容は、次の事項を含むものとする。

ア 事業の目的

イ 事業の内容（修学支援の内容）

### 第6 追加交付申請

交付決定を受けた後、外国人留学生への支援計画の変更・追加等により、補助額の追加交付決定を受けたい場合には、交付要綱第7条の規定により補助金変更交付申請の手続きを行う。

県は、当該事業の予算の範囲内で追加交付の可否を決定するものとする。

### 第7 実績報告

(1) 本事業に係る実績報告をしようとする者は、交付要綱第10条に定める実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。

ア 外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助実績内訳書（別紙様式4）

イ 外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助実績（補助対象者個票）（別紙様式5）

ウ 外国人留学生へ奨学金等を支給した明細書の写し

エ 在留カードの写し

オ 修学機関を卒業した場合は、そのことを証する修学機関が発行する書類

カ 介護福祉士養成施設に在籍中の場合は、そのことを証する修学機関が発行する書類

- キ 修学機関を退学・休学等している場合は、そのことを証する修学機関が発行する書類
- (2) 交付要綱様式9「事業実績報告書」の記載内容は、次の事項を含むものとする。
  - ア 修学支援の実績
  - イ 介護福祉士国家試験受験結果
- (3) 補助対象と認める期間、補助基準額の算出方法等
  - ア 日本語学校及び介護福祉士養成施設から提出される書類により、在籍又は卒業していることを証明できる期間とする。ただし、修学機関を卒業した者は、その当該年の3月まで補助対象期間とする。
  - イ 第4の2(2)の補助対象経費(居住費などの生活費)の補助基準額及び加算額は月割りで算出することとする。月割り対象となる月は、各月の10日以降に在籍が確認できる場合とする。ただし、修学機関を卒業した者は、その当該年の3月まで補助対象期間とする。
  - ウ 交付対象者が外国人留学生の所在を確認できなくなった場合は、補助対象と認められないため、速やかに交付要綱第7条に基づく変更承認申請書を提出すること。

## 第8 その他

- (1) 交付決定前に支給した奨学金等は補助対象としない。
- (2) 交付要綱第5条に基づき、補助事業の内容又は20%を超える経費配分の変更を行う場合や、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、必ず所定の申請を行うこと。
- (3) 交付対象者は、補助事業の外国人留学生の修学状況等について県の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。(別紙様式6)
- (4) 第4の2(3)に定める他制度との併給について、別紙様式3を関係機関に示し確認を行うものとする。
- (5) 当該補助金に係る交付申請等の提出は、県が委託する事業者を通じて行うものとする。

### 附則

この要領は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年11月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。